

第2 届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲

製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であって、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模^{*}以上であるもの（以下「特定工場」という。）が、届出の対象となります。（法第6条第1項）

※政令で定める規模：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積の合計3,000㎡以上

(1) 製造業等

製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とします。（法第2条第3項）

製造業に含まれる「物品の加工修理業」とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けること）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車両製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれません。

「政令で定める業種に属するものを除く。」とは、電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものです。（政令第1条）

(2) 工場又は事業場

工場又は事業場とは、規則第2条による生産施設（[18ページ参照](#)）を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいいます。

次のような事業場は製造業等に係る工場又は事業場に含まれません。

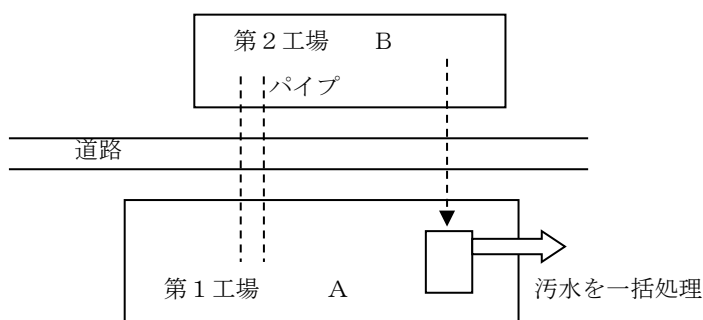
- a. 工場とは別の団地にある、独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等（これらに付随して、選別、梱包、包装、混合等を行うものを含む。）
- b. 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- c. 業として保管を行う事業所で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所
- d. 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- e. 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- f. 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等
- g. LPガスを充填して小売する事業所等
- h. 機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等

(3) 一の団地

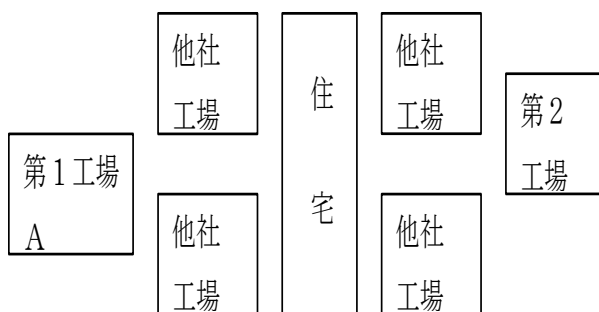
一の団地とは、連続した一区画内の土地をいいます。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではありませんが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるものの、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地とします。

なお、具体的には次のような取扱いとなります。

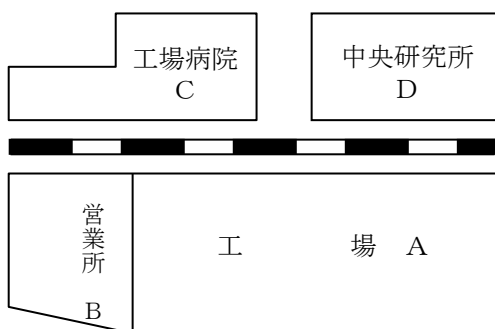
(例1) 第1工場と第2工場の上に道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとする。



(例2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は一の団地とはならず、第1工場の敷地面積はAとする。



(例3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれの区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。したがって、A及びBを一の団地とする。



(例4) 道路をはさんで、従業員用の駐車場がある場合は一の団地として、工場敷地面積は $A + B$ とする。



(例5) 飛び地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地とはしない。

(例6) 高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に幅の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは一の団地としない。

(4) 敷地面積

工場等の敷地面積とは、所有地、借地等のいかんを問わず、工場等の用に供する土地の全面積をいいます。

工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれません。(社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとします。)

当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は敷地に含まれます。

子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。

(5) 建築面積

工場等の建築面積とは、工場等の建築物(社宅、寮又は病院の建築物を除く。)の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

2 届出が必要となる場合

特定工場は、次の届出が必要となります。

(1) 新設の届出

特定工場を新設する場合（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）（法第6条第1項）

(2) 変更に係る届出

- ア 既存工場が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合（一部改正法附則第3条第1項）
- イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合（法第7条第1項）
- ウ 新設の届出又は上記ア、イの届出をした者がその後に変更を行う場合（法第8条第1項）

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合（法第12条第1項）

(4) 承継の届出（法第13条第3項）

- ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合（法第13条第1項関係）
- イ 届出をした者の相続をした場合（法第13条第2項関係）
- ウ 届出をした者に合併があった場合（法第13条第2項関係）
- エ 届出をした者を分割した場合（法第13条第2項関係）

(5) 廃止の届出

(1) 新設の届出

次のいずれかの場合に、新設の届出を要します。（法第6条第1項）

- ア 特定工場を新たに設置する場合
- イ 敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合
- ウ 既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合

(2) 変更に係る届出

- ア 既存工場が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合
昭和49年6月28日以前に特定工場を設置し、又は新設工事を開始した者（既存工場）が、昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合（一部改正法附則第3条第1項）
- イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合
法第6条第1項の規定による特定工場の除外業種及び敷地面積等の規模の下限に関する政令の改廃があった場合に、新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場をすでに設置している者及び新設工事中の者が、特定工場となる日以降最初の変更をしようと

する場合（法第7条第1項）

ウ 法第8条第1項の変更の届出

新設の届出又は上記ア、イの届出をした者が、その後に次のいずれかの変更を行う場合（法第8条第1項）

① 製品の変更（法第6条第1項第2号関係）

次のいずれかに該当する変更をする場合

- a. 日本標準産業分類における3ケタ分類に属する業種が他の3ケタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合（業種の廃止又は追加の場合を含む。）
- b. 当該工場に適用される準則値（ γ の値）が変わるような業種の変更が行われる場合（[21ページ参照](#)）
- c. 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数（ α の値）が変わるような業種の変更が行われる場合（[37ページ参照](#)）

② 敷地面積の変更（法第6条第1項4号関係）

③ 建築面積の変更（法第6条第1項4号関係）

生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更は、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第1号）

④ 生産施設の面積の変更（法第6条第1項5号関係）

生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のものは、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第2号）

生産施設を撤去する場合は、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第3号）

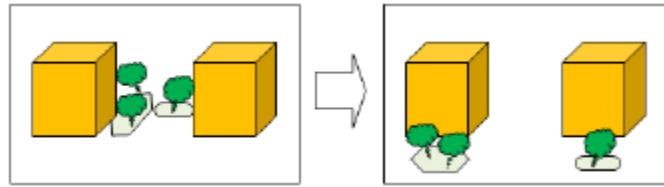
⑤ 緑地、環境施設の面積の変更（法第6条第1項5号関係）

緑地又は緑地以外の環境施設を増加する場合は、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第4号）

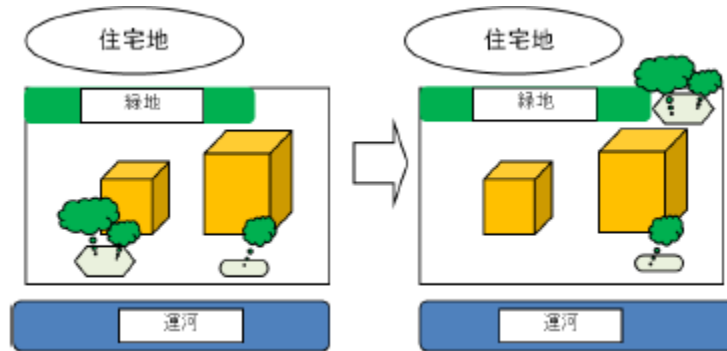
また、緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合は「周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないもの」であり、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第5号）

「周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、下記を参考に判断します。

- a. 住宅等周辺の地域と隣接する境界部へ緑地又は緑地以外の環境施設を移設するもの
 (例1) 工場中心部から外縁部へ



- (例2) 運河側から住宅側境界へ



- b. 重複緑地を通常の緑地へ変更するもの

- (例) 芝生の上のパイプラインを撤去

※通常の緑地を重複緑地へ変更する場合は、緑地面積の変更として届出が必要となります。

なお、特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る）は、「軽微な変更」として届出を要しません。（規則第9条第1項第6号）

⑥ 環境施設の配置の変更（法第6条第1項5号関係）

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合に、変更の届出を要します。（法第12条第1項）

変更があったときは、遅滞なく届け出てください（変更後、1か月程度を目安に提出してください。）（法第12条第1項）

法人組織の場合、会社名が変更する場合に届出をしてください。代表者の変更は届出を要しません。

住所とは、本社所在地の住所のことで、工場等の住居表示が変更された場合は届出を要しません。次回の変更の届出を提出する際に、当該内容を記載してください。

(4) 承継の届出（法第13条第3項）

次のいずれかの場合に、承継の届出を要します。

- ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合（法第13条第1項関係）
- イ 届出をした者の相続をした場合（法第13条第2項関係）
- ウ 届出をした者に合併があった場合（法第13条第2項関係）
- エ 届出をした者を分割した場合（法第13条第2項関係）

変更があったときは、遅滞なく届け出てください（変更後、1か月程度を目安に提出してください。）。（法第13条第3項）

承継の届出は、特定工場の全部を承継する場合に適用されます。一部を承継し、それが特定工場の要件を満たす場合は法第6条第1項の新設の届出が必要となります。

特定工場が、この承継人の既設の工場と隣接し、承継の結果2つの工場が一体の敷地となるものは、承継人の工場の増加の取扱いとなります。すなわち、承継人の既設の工場が特定工場ならば変更の届出（法第8条第1項）、非特定工場ならば新設の届出（法第6条第1項）をすることになります。なお、この場合に被承継人の工場は廃止の届出をしてください。

(5) 廃止の届出

生産施設を撤去し、特定工場内での生産活動を止めてしまった場合、譲渡等により、特定工場の全部が、隣接する特定工場に吸収（一体化）された場合は、廃止の届出をしてください。

敷地面積の減少等により特定工場の規模を満たさなくなるときは、廃止の届出ではなく、法第8条の変更の届出を提出してください（一旦廃止した既存工場が再度生産を開始する場合は、新設工場として取り扱うため、既存工場の緩和措置が適用されなくなります。）。

3 実施の制限

法第6条第1項（新設）の届出、第7条第1項（政令改廃により特定工場となった工場等が最初の変更を行う場合）の届出、第8条第1項（変更）の届出、一部改正法附則第3条第1項（既存工場が最初に変更を行う場合）の届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、それぞれ、特定工場を新設し、又は当該変更をしてはなりません。（法第11条第1項）

(1) 実施を制限される行為

ア 新設の届出の場合

① 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴う場合

工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴うものは、埋立工事の着手又は造成工事の着手。

② 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴わない場合

埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は緑地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手。

建設用飯場若しくは仮設事務所等の一時的な施設又は境界を画する門、へい等の施設の設置工事の着手は、実施を制限される行為にあたりません。

イ 変更の届出の場合

① 変更のための工事を伴う場合

変更のための工事を伴う場合はその工事の着手。

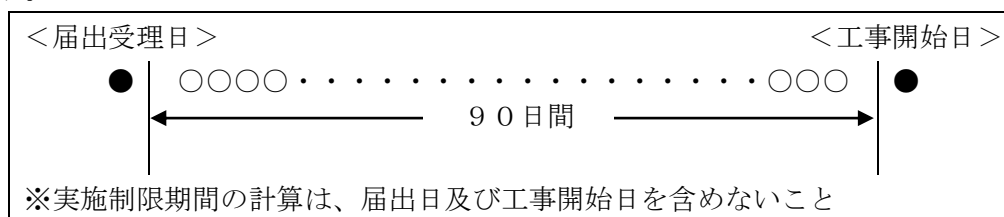
② 変更のための工事を伴わない場合

a. 製品のみの変更：製品を変更するために必要となる、機械・設備等の設置、改造、移動等の作業の着手。

b. 敷地面積のみの変更：土地の移転登記（移転登記を伴わない場合は契約）。

(2) 実施制限期間の短縮（法第11条第2項）

届出が受理された日から90日間を経過した後でなければ、新設、変更の工事等ができないこととなっていますが、原則として、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合（準則に適合する場合）は、必要と求められる範囲に応じて実施制限期間の短縮が認められます。



4 届出書類・・・「届出書ダウンロード」参照

(1) 新設又は変更の届出書類

届 出 書 類	新設	変更
特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1）	◎	◎
特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）（様式B）	◎	◎
特定工場における生産施設の面積（別紙1）	◎	※○
特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（別紙2）	◎	※○
工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（別紙3）	△	△
隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙4）	△	△
特定工場の事業概要説明書（様式例第1）	◎	※○
生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式例第2）	◎	※○
特定工場用地利用状況説明書（様式例第3）	◎	◎
特定工場の新設等のための工事の日程（様式例第4）	◎	◎
特定工場における建築面積一覧表	◎	※○
特定工場新設（変更）届出書の概要	◎	◎

注1 ◎…提出することが必要な書類

○…変更事項により提出することが必要な書類

△…特定工場の設置場所が工業団地又は工業集合地に属する場合に提出する書類

注2 一部改正法附則第3条第1項による変更の届出（既存工場の変更の届出）を行う場合は、上表の変更欄で※のついた書類も必ず提出すること。

注3 特定工場新設（変更）届出と併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、「特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1）」に代えて「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）（様式B）」を提出すること。

注4 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設、雨水浸透施設がある場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等を添付すること。（[32ページ参照](#)）

(2) 氏名等の変更の届出書類

「氏名（名称、住所）変更届出書」を提出してください。

(3) 承継の届出書類

「特定工場承継届出書」を提出してください。

(4) 廃止の届出書類

「特定工場の廃止届出」を提出してください。

5 届出先

届出先は特定工場所在地の各市町村です。詳細は各市町村へご相談ください。

市町村	担当課室	電話	所在地
尾張地方（名古屋）			
名古屋市	市民経済局産業労働部 産業労働課	052-972-2423 (直通)	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号（本庁舎）
尾張地方（尾張）			
一宮市	経済部経済振興課 産業基盤整備室	0586-28-8982 (直通)	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（本庁舎）
瀬戸市	交流活力部産業課	0561-88-2651 (直通)	〒489-8701 瀬戸市追分町64番地1
春日井市	産業部企業活動支援課	0568-85-6247 (直通)	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44
犬山市	経済環境部産業課	0568-44-0340 (直通)	〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36（本庁舎）
江南市	生活産業部商工観光課	0587-54-1111 (代表)	〒483-8701 江南市赤童子町大堀90
小牧市	地域活性化営業部 企業立地推進課	0568-76-1135 (直通)	〒485-8650 小牧市堀の内3丁目1番地（本庁舎）
稲沢市	経済環境部 企業立地推進課	0587-32-1346 (直通)	〒492-8269 稲沢市稲府町1（本庁舎）
尾張旭市	市民生活部産業課	0561-76-8132 (直通)	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1
岩倉市	建設部企業立地推進室	0587-38-5832 (直通)	〒482-8686 岩倉市栄町1丁目66番地
豊明市	経済建設部 地域活性化推進室	0562-92-8332 (直通)	〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1
日進市	建設経済部産業振興課	0561-73-2196 (直通)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地（北庁舎）
清須市	市民環境部産業課	052-400-2911 (代表)	〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地（本庁舎）
北名古屋市	建設部企業対策課	0568-22-1111 (代表)	〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榊60番地（東庁舎）
長久手市	くらし文化部 たつせがある課	0561-63-1111 (代表)	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
東郷町	経済建設部産業振興課	0561-38-3111 (代表)	〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
豊山町	経済建設部地域振興課	0568-28-2463 (直通)	〒480-0292 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
大口町	まちづくり推進室	0587-95-1614 (代表)	〒480-0144 丹羽郡大口町下小口7丁目155番地
扶桑町	総務部政策調整課	0587-93-1111 (代表)	〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330

尾張地方（海部）			
津島市	建設産業部産業振興課	0567-24-1111 (代表)	〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地
愛西市	産業建設部企業誘致課	0567-55-7127 (直通)	〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
弥富市	開発部商工観光課	0567-65-1111 (代表)	〒490-1405 弥富市神戸三丁目25番地（十四山支所）
あま市	建設産業部産業振興課 企業誘致対策室	052-441-7114 (直通)	〒497-8522 あま市七宝町桂城之堀1番地（七宝庁舎）
大治町	建設部産業環境課	052-444-2711 (代表)	〒490-1192 海部郡大治町大字馬島字大門西1-1
蟹江町	政策推進室 ふるさと振興課	0567-95-1111 (代表)	〒497-8601 海部郡蟹江町学戸3丁目1番地
飛島村	開発部建設課	0567-97-3464 (直通)	〒490-1436 海部郡飛島村竹之郷3丁目1番地
尾張地方（知多）			
半田市	市民経済部経済課	0569-84-0638 (直通)	〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
常滑市	環境経済部 企業立地推進室	0569-47-6119 (直通)	〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地
東海市	環境経済部商工労政課	052-603-2211 (代表)	〒476-8601 東海市中央町1丁目1番地
大府市	産業振興部商工労政課	0562-45-6227 (直通)	〒474-8701 大府市中央町5丁目70番地
知多市	環境経済部商工振興課	0562-36-2663 (直通)	〒478-8601 知多市緑町1番地
阿久比町	建設経済部産業観光課	0569-48-1111 (代表)	〒470-2292 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
東浦町	生活経済部商工振興課	0562-83-6118 (直通)	〒470-2192 知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
南知多町	産業振興課	0569-65-0711 (代表)	〒470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
美浜町	経済環境部産業振興課	0569-82-1111 (代表)	〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
武豊町	生活経済部産業課	0569-72-1111 (代表)	〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地
三河地方（西三河）			
岡崎市	経済振興部商工労政課	0564-23-6287 (直通)	〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地（西庁舎）
碧南市	経済環境部商工課	0566-41-3311 (代表)	〒447-8601 碧南市松本町28
刈谷市	産業環境部商工業振興課	0566-62-1016 (直通)	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
豊田市	産業部ものづくり産業振興課	0565-34-6641 (直通)	〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（西庁舎）

安城市	産業振興部商工課	0566-71-2235 (直通)	〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号 (北庁舎)
西尾市	産業部企業誘致課	0563-65-2158 (直通)	〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地 (本庁舎)
知立市	企画部企画政策課	0566-95-0114 (直通)	〒472-8666 知立市広見 3 丁目 1 番地
高浜市	都市政策部 企業支援グループ	0566-52-1111 (代表)	〒444-1398 高浜市青木町 4 丁目 1 番地 2
みよし市	環境経済部産業課	0561-32-8015 (直通)	〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
幸田町	企画部企業立地課	0564-62-1111 (代表)	〒444-0192 額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
三河地方 (東三河)			
豊橋市	産業部産業政策課	0532-51-2640 (直通)	〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 (東館)
豊川市	産業部企業立地推進課	0533-89-2287 (直通)	〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地 (本庁舎)
蒲郡市	都市開発部 企業立地推進課	0533-66-1211 (直通)	〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号
新城市	産業振興部商工政策課	0536-23-7634 (直通)	〒441-1392 新城市字東入船 6 番地 1 (本庁舎)
田原市	企画部企業立地推進室	0531-23-3549 (直通)	〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1 (南庁舎)
設楽町	企画ダム対策課	0536-62-0514 (直通)	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
東栄町	経済課	0536-76-1812 (直通)	〒449-0214 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
豊根村	商工観光課	0536-85-1311 (代表)	〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地